

【取扱注意】

資料3

## 徳島県国民健康保険運営方針の改定について

## 徳島県国民健康保険運営方針の改定について

- 現在の徳島県国民健康保険運営方針の対象期間は令和5年度までであるため、令和5年度中に時期運営方針を定めることとなる。
- 運営方針の改定に当たっては、運営協議会における審議と諮問・答申の手続を経る必要がある。
- また、厚生労働省においては、都道府県国民健康保険運営方針の期間を6年間に定め、医療費適正化の取組に関する事項や保険料水準の平準化に関する事項の記載を必須とすることや、医療費適正化計画における医療費見込との整合性について、法制的担保を行うことの検討がなされている。

### 徳島県国民健康保険運営方針の主な記載事項

- ・国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ・市町村における保険料（税）の標準的な算定方法
- ・市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施
- ・市町村における保険給付の適正な実施
- ・医療費の適正化の取組
- ・市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進
- ・保険医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

### 令和6年度運営協議会の予定（案）

	開催時期	議 事
第1回	令和5年7月	現行の運営方針の取組状況及び運営方針改定の方向性
第2回	令和5年9月	運営方針素案
第3回	令和5年12月	運営方針改定案のとりまとめ
第4回	令和6年2月	令和6年度国民健康保険事業費納付金の算定結果及び国保特別会計予算（案）

※医療費適正化計画との整合性を図るため、医療費適正化計画の改定状況により運営方針改定案のとりまとめについては、遅れる可能性あり